

横浜市立篠原中学校PTA規約

第1章 名称

第1条 本会は「横浜市立篠原中学校PTA」と称し、事務所を横浜市立篠原中学校に置く。

第2章 目的

第2条 本会は次の諸項を目的とする。

1. 学校教育に対する理解と協力。
2. 校外生活指導の充実。
3. 保護者・教職員相互の研修。
4. 学校の教育環境の整備と充実。
5. 地域社会の改善、市民性の向上、社会教育の振興と扶助。

第3章 方針

第3条 本会は教育を目的とする民主団体として活動し、営利的・宗派的・政党的に関係を持たない。

第4条 本会は目的を同じくする諸団体および諸機関と協力する。

第5条 本会は自主独立で、他のいかなる団体の支配、統制、干渉を受けない。

第6条 本会は公立学校に対する適正な支持を確保することに協力する。

第4章 会員

第7条 本会の会員になることのできるものは横浜市立篠原中学校に在籍する生徒の保護者（またはこれの代理人）と横浜市立篠原中学校に勤務する教職員のうち、本会に賛同する者とする。

第8条 会員は、各家庭にひとつのすべて平等の権利と義務を有する。

第9条 会員は会費を負担する。金額は細則で定める。ただし特別事情のあるものについては、運営委員会の承認をもって、減免することができる。

第5章 会計

第10条 本会の経費は、会費、事業収入およびその他の収入をもってまかなわれる。

第11条 本会の決算は会計監査を経て総会に報告されなければならない。

第12条 本会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われる。

第13条 本会の会計年度は当年の4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

第14条 1. 本会の役員は次の通りとし、以下の7名により役員会を構成する。

- (1) 会長 1名 保護者
- (2) 副会長 2名 保護者
- (3) 書記 2名 保護者1名 教職員1名
- (4) 会計 2名 保護者1名 教職員1名

2. 役員任期は1年とし、再任は妨げない。

3. 役員選挙は細則で定める。

4. 役員は年度末総会で選出される。役員は家庭から1名を原則とする。ただし、総会における承認により、個別の家庭から役員会の過半数未満を上限とし、2名以上でも可能とする。
5. 4. で選出された新役員の就任は4月1日とする。
6. 役員会は、運営委員会の了承を得て、直轄の組織を新設または改廃できる。ただし、予算の執行を伴う組織に関するものである場合には、30日以内に総会の承認を得なければならない。
7. 役員の解任は、会員の6分の1以上または運営委員会の2分の1以上の要求と該当する役員の候補者を指名することにより、請求できる。役員の解任請求があったとき、会長（会長の解任請求の場合は副会長）は、請求から30日以内に臨時総会を招集し、解任請求のあった役員に対する解任請求の可否と新しい役員の候補者の承認を議決しなければならない。

第7章 役員の仕事

第15条 役員の仕事は次の通りである。

1. 会長……本会を統括し運営一切の責任を持つ。また職責上、役員候補者指名委員会および会計監査委員会には、該当する委員会から出席要請がある場合を除き、出席できない。
2. 副会長…会長を補佐する。会長に事故ある場合はその代理を務める。
3. 書記……総会ならびに運営、全体委員会等の議事を正確に記録し各種の会合について通知する。
4. 会計……本会のすべての金銭の収入、支出を正確に記録し会計監査を経た上で決算報告する。

第8章 会計監査委員会および役員候補者指名委員会

第16条 会計監査委員会と役員候補者指名委員会に関しては次の通りである。

1. 会計監査委員は指名委員によって指名され、総会の承認を得た3名をもって構成する。
2. 会計監査委員会は本会計を監査し、定期総会でその結果を報告する。
3. 会計監査委員の任期は1年とし、再選は認めない。
4. 会計監査委員の解任は、会員の6分の1以上の要求と該当する会計監査委員の候補者を指名することにより、請求できる。会計監査委員の解任請求があったとき、会長は、請求から30日以内に臨時総会を招集し、解任請求のあった会計監査委員に対する解任請求の可否と新しい会計監査委員の候補者の承認を議決しなければならない。
5. 会計監査は、会員の6分の1以上の要求により、請求できる。会計監査請求があったとき、会長は、請求から30日以内に臨時総会を招集し、会計監査委員に会計監査の報告をさせなければならない。

第17条 役員候補者、会計監査委員候補者の指名、指名委員会の構成および任期は細則に定める。

第9章 総会

第18条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高の議決機関である。

第19条 1. 総会は定期総会および臨時総会とする。

2. 定期総会は年度始総会と年度末総会とする。運営委員会が必要と認めたとき、または会員の6分の1以上の請求があったとき、会長は臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会に諮られる事項は細則で定める。
4. 総会の開催形式は運営委員会で決定する。

第20条 総会の定足数は全会員の2分の1以上とし、出席会員および委任状が定足数に達したとき、総会は成立するものとする。総会における議決権は、家庭毎にひとつとする。また、役員は議決権を持たない。

第21条 総会の議決は規約改正を除きすべて出席者（委任状を含む）の過半数をもって決める。ただし、可否同数のときは議長と役員会が協議し決める。

第10章 運営委員会および特別委員会

第22条 運営委員会は次の各委員によって構成され、総会に次ぐ議決機関である。

1. 本部役員
2. 各種委員会の正副委員長いずれか1名
3. 校長、副校長、教務主任
4. 教職員（学年代表）
5. 特別委員会より1名

第23条 運営委員会は会長が必要と認めたとき、招集し開催する。審議事項は次の通りである。

1. 各種委員会より提出された諸計画の総合調整と年度事業計画を作成する。
2. 年間収支の予算案を作成する。
3. 総会にかける議案の作成と手続きを審議する。
4. 必要に応じて補正予算をたてる。予算修正の必要が生じたとき、款は総会に、項は運営委員会に、目は会長に承認を得る。
5. 各種委員会を構成し、委員会より提出された原案を審議検討する。
6. その他総会より委任された事務を処理する。

第24条 役員会または運営委員会は緊急を要する問題等が発生した場合または発生が予見される場合は応急の処置をとることができる。ただし、応急の処置をとった日から30日以内に、総会の承認を得なければならない。

第25条 運営委員会の定足数は委員の2分の1以上とする。

- 第26条
1. 運営委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
 2. 運営委員に欠員が生じた場合は、当該各種委員会より補充する。

第27条 臨時運営委員会は会長が必要と認めたときまたは構成委員の4分の1以上の請求があったときに開催する。

第28条 特別委員会は必要に応じて会長が運営委員会に提案し、承認を得て設立することができる。

- 第29条
1. 第19条で定める総会（臨時総会を除く）、第22条で定める運営委員会、第28条に定める特別委員会は開催日の7日前までに開催を該当する会員に通知する。
 2. 第19条で定める臨時総会および第27条に定める臨時運営委員会は、開催後30日以内に議事録を該当する会員に通知しなければならない。

第11章 各種委員会

- 第30条
1. この会の活動に必要な事項について調査研究立案するため各種委員会を置く。
(1) 行事委員会 (2) 広報委員会
 2. 各種委員会についての必要な事項は細則で定める。
 3. 各種委員会の全員をもって全体委員会を構成し、全体委員会は必要に応じて会長が招集する。

第12章 細則

- 第31条
1. この会の運営に関し必要な細則は、本規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。
 2. 運営委員会は細則を制定または改廃した場合にはその結果を次期総会に報告しなければならない。

第13章 改正

- 第32条
- 規約は総会において出席者（委任状含む）の3分の2以上の賛成により改正することができる。ただし、改正案は総会開催日の7日前までに全会員に通知しなければならない。

付 則

- 第33条
1. 本規約は昭和47年6月1日より実施する。
 2. 昭和54年4月1日 一部改正
 3. 平成8年2月21日 一部改正
 4. 平成11年4月1日 一部改正
 5. 平成11年5月15日 一部改正
 6. 平成14年2月22日 一部改正
 7. 平成16年2月23日 一部改正
 8. 平成19年2月26日 一部改正
 9. 平成21年2月24日 一部改正
 10. 平成28年3月1日 一部改正
 11. 令和3年3月5日 一部改正
 12. 令和4年3月4日 一部改正